

改訂後	改訂前
<p>第16条（費用の負担） 会員は、カードによる債務の支払に要する次の費用を負担するものとします。</p> <p><u>(1) 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手料を会員は負担するものとします。</u></p> <p>(2) 口座振替以外の方法により本規約に基づく債務を支払う場合は、その送金費用</p> <p>(3) 第15条に定める年会費及び本条各項に課せられる消費税その他の公租公課</p>	<p>第16条（費用の負担） 会員は、カードによる債務の支払に要する次の費用を負担するものとします。</p> <p><u>(1) カード利用代金及び手数料の支払を遅延したことにより当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、再振替手数料として振替回数1回につき210円（税込）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき210円（税込）</u></p> <p><u>(2) 当社が会員に対して書面による催告をした場合は、当該催告に要した費用</u></p> <p>(3) 口座振替以外の方法により本規約に基づく債務を支払う場合は、その送金費用</p> <p>(4) 第15条に定める年会費及び本条各項に課せられる消費税その他の公租公課</p>